

市民無料相談を毎月開催

各分野の専門家が相談に応じます

毎月20日に、市民無料相談を行っています。偶数月は行政相談、人権相談、司法書士相談、資格団体相談を、奇数月は、行政相談、人権相談、司法書士相談、弁護士による法律相談を開催します。 ※20日が土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日

所 市役所4階会議室 ※変更する場合があります

行政相談

行政相談委員が、行政（国、県、市など）への意見・要望・問い合わせなどに応じます。

行政相談委員



冨澤 隆伸さん（中丸下）



勝又 清江さん（今里）

人権相談

人権擁護委員が、子どもの人権、女性の人権、その他差別待遇などの人権問題の相談に応じます。

人権擁護委員

大森 紀行さん（御宿新田） 服部 美正さん（中丸中）
勝又 敦子さん（下条） 土屋 八重子さん（須山2）
岩田 結香さん（佐野上宿） 山中 敏弘さん（切久保）

資格団体相談

土地、家屋（空き家含む）、遺言、相続、各種登記、成年後見業務、社会保険労務などに関する相談に応じます。

対応者／司法書士、行政書士、社会保険労務士、宅地建物取引士、土地家屋調査士、建築士

弁護士による法律相談

弁護士が各種法律の相談に応じます。相談は予約制です。相談時間は、1組20分以内です。

定 6組（先着順）

申 開催月に自治振興課で予約してください。

☎ 自治振興課 995-1874

不発弾事故を防ぐために

不発弾事故を防ぐ3箇条「入らない!」「さわらない!」「まず連絡!」

その1 入らない!

演習場内では、射撃訓練や爆破訓練を行っているため、大変危険です。演習場の土地所有者、入会組合の関係者以外の一般の人の演習場内への立ち入りは、禁止されています。

その2 さわらない!

演習場内外で不発弾らしきものを発見した場合は、非常に危険ですので絶対に触らないでください。

その3 まず連絡!

演習場で不発弾らしきものを発見した場合は、すみやかにその場所を陸上自衛隊富士学校へ連絡してください。演習場外で見つけた場合は、最寄りの警察署へ連絡してください。

☎ 陸上自衛隊富士学校 0550-75-2311

平日▶演習場管理課（内線2291）

土・日曜日、祝日▶富士駐屯地当直（内線2302）



※不発弾は、いろいろな種類や形があり、処理を行うには専門的な技術が必要です。